第3章 観光資源の保護

1 自然環境の保全

(1) 自然公園

i 自然公園50周年記念事業

我が国の自然公園制度が発足したのは、現行自然公園法の前身である 国立公園法が制定された昭和6年であり、昭和56年は50周年に当たる。 このため、50周年を契機に、ひろく国民に自然保護の重要性を訴える とともに、国民の理解と協力により、自然環境の保全を一層推進させる ことを目的として、①自然公園50周年を記念するとともに自然保護思想 の普及を図り、併せて自然保護関係功労者の表彰を行う式典の挙行、② 自然保護の重要性についての理解を深めるためのシンボジウムの開催、 ③自然保護の重要性を強調する「自然はわれらを われらは自然を」と いう標語及びメビウスの連環を基に絶え間ない人と自然の連携を象徴し た自然保護シンボルマークの制定、④自然保護に関する世論調査の実施 等各種の事業を実施した。

ii 自然公園の配置

自然公園法に基づく自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとと もに、その利用の増進を図り、国民の保健休養及び教化に資することを目 的とする地域制の公園であり、社会情勢の変化、自然破壊の進行、野外レ クリエーションの需要の増大等に対応し、その整備拡充に配慮している。 自然公園には次の3種がある。

(i) 国立公園

我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって、 環境庁長官が自然環境保全審議会の意見を聞き、区域を定めて指定す る。

##